

刈谷市歴史博物館条例【抜粋】

(趣旨)

第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）

第18条の規定に基づき、博物館の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(博物館協議会)

第6条 法第20条第1項の規定に基づき、刈谷市歴史博物館に刈谷市歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験を有する者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

刈谷市歴史博物館条例施行規則【抜粋】

(趣旨)

第1条 この規則は、刈谷市歴史博物館条例（平成30年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会長)

第12条 条例第6条第1項の刈谷市歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）に、会長を置き、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第14条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、博物館において処理する。

(協議会の運営)

第16条 第12条から第15条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。